

# 第六回国会 水産委員会公聴会議録第一号

昭和二十四年十一月十六日(水曜日)

午前十時二十一分開議

## 出席委員

- 委員長 石原 圓吉君  
 理事 川村善八郎君 理事 鈴木 善幸君  
 理事 夏堀源三郎君 理事 平井 義一君  
 理事 松田 鐵藏君 理事 佐竹 新市君  
 理事 林 好次君 理事 砂間 一良君  
 理事 小松 勇次君 理事 早川 崇君  
 田淵 光一君 川端 佳夫君  
 富永裕五郎君 永田 信一君  
 二階堂 進君 長谷川四郎君  
 中西伊之助君 奥村又十郎君  
 出席公述人  
 高知県漁業協同組合連合会長 堀部 虎猪君  
 岩手県漁業協同組合連合会長 伊藤佐十郎君  
 湘海漁業経営者組合 石黒 平三君  
 三重県漁業協同組合連合会 里中 政吉君  
 専務理事 榎木 耕作君  
 栃木県内水面団体連合会長 石田 耕作君  
 委員外の出席者 専門員 齋藤 一郎君

本日会議に付した事件  
漁業法案及び漁業法施行法案について

○石原委員長 これより会議を開きます。  
この際御報告申し上げます。委員黒田壽男君が本日辞任されました。その補欠として中原健次君が選任されました。これより水産委員会の公聴会を開きます。

第一類第十号 水産委員会公聴会議録第一号 昭和二十四年十一月十六日

この際公述人各位に対し一言ごあいさつを申し上げます。本委員会が漁業法案及び漁業法施行法案の審査にあたりまして、特に公聴会を開いて、両法案について利害関係者及び学識経験者、その他一般の方々より広く意見を聞くことにいたしましたのは、本法案がわが国産業構造の基盤をなすところの、漁業生産に関する基本的制度、すなわち明治三十四年に初めて法制化され、同四十三年の全面的漁業法の改正によつて確立せられましたところの現行漁業制度に對しまして、根本的改訂を断行せんとするものでありまして、さきの農地法にまさるとも劣らぬ重大な法案でありまして、国民の一般の関心及び目的を有し、かつ深い利害關係を持つてゐると認められるのであります。すでに御承知のごとく、本法案は前第五国会に内閣より提出され、水産委員会において審査を行い、第五国会閉会中も、特に院議をもつて委員会において継続審査を行い、今回本国会にあらためて本委員会に付託され、目下慎重審議をいたしておるのであります。本委員会といたしましては特に本案専門の小委員会を設置し、同小委員会におきましては鋭意検討の結果、本案に對する修正案について一応の成果を得ておるのであります。かかる機会に際しまして、本案の審査に広く国民の輿論を反映せしめるとともに、多年の御経験と御研鑽に基くところの各位の御意見を拜聴することによつて、本案の審査に万全を期したい

と存するのであります。公述人諸君におかれましては、本案に對してあらゆる角度から忌憚なき御意見を御発表くださるようお願いする次第であります。しかし方一にも利己的な意見が公述されて、そのために真相をつかむことができなかったならば、そのために得るところの、わが国の水産業に影響するところは甚大なるものがあると思ふのであります。あくまで公明正大なる堂々たる御意見の御発表を切に希望する次第であります。

次に議事の進め方について念のため申し上げておきます。公述人諸君の發言はその都度委員長よりの指名によること、一人当りの發言時間はおおむね十五分以内とすること、御發言は發言台でお願いすること、御發言の際には必ず御職業とお名前をお述べいただくこと。なお委員諸君の公述に對する質疑は、公述後ただちに十分ずつの程度に行うこと。以上あらかじめお含み願つておきます。

それではまず堀部虎猪公述人より御發言をお願いいたします。

○堀部公述人 私は高知県漁業協同組合連合会長、高知県漁業組合、漁業信用組合連合会長という肩書におきまして公述したいと思ひます。

ただいま委員長さんより申されましたように、十五分というきわめて短い時間でありまゝですので、私は単に定置漁業に関する事項のみを取上げまして、簡単に申し述べたいと思ふのであります。

漁民を主体とする漁業調整機構の運営によつて漁業生産力を發展させ、漁業の民主化をはかるという改正漁業制度の根本目的は、今後漁業のあり方を明確に指向するものでありまして、この立案の趣旨に對しまして、私は全面的に賛成をするものであります。しかるに法案の全條項が、はたしてその目的すなわち漁業生産力の發展と漁業の民主化の達成に設けられておるといふ大きな期待を持つて検討をいたして参つたのであります。が、定置漁業の免許の優先順位を見ますと、その目的とは多少相いれざる感を深くするのであります。すなわち定置漁業免許の優先順位をあまりにも最終の階段的に決定つけておられることは、定置漁業の免許という最も重要な漁業権の棉繭に關し、民主的であるべき漁業調整機構をして、何れその運用力を十分に發揮せしめる余地がないと思ふのであります。漁業調整委員会は、構成員の七割が選出せられた漁民の委員であつて、きわめて民主的な委員会であるにもかかわらず、その運用は著しく局限をして、委員会の活動権限を縮小しておられるように感ぜられるのであります。漁業協同組合やこれに準ずる漁民団体に定置漁業の免許を優先に与えらるゝということは、漁業経営の民主化から見ても、に当然であると思ふのであります。さうよにあるべきと考えまして、この点賛意を表するものであります。この点、かしその場合におきましてお考えを願わなければならぬことは、貸貸といふことを忘れてはならないのであります。

す。定置漁業のように規模の大きな漁業であつて、その経営の特殊性から見て、これを貸貸せしめるといふことを私は強く主張しておきたいと思つておるのであります。

今さら私が申すまでもなく、定置漁業ほど高度の技術と、経営上の経験と、多額の資本と、はたまた多年のしんぼう強さを必要とする漁業は、他にその例を見ないのであります。しかるにその反面には局地的の不漁や、しけ、あるいは急潮等の災害をこうむりやすいのであります。定置漁業が零細漁民を裕福になし得ること、損失知らずのもうかる漁業でない、安定性を欠いておる漁業であることは、全国定置漁業権の七割以上を持つておる漁業組合のみならずその経営をせすに、大部分を他に貸貸しておることによつて示すものであります。また定置漁業は、幸いに豊漁に恵まれた場合には、多くの漁利を得ることもできる漁業であります。その反面、不漁が続き、また災害に見舞われた場合には、その投下資本はまつたく回収できず、再起不能の痛手をこうむることもしばしばあるといふやうなぐあいにも、すこぶる漁業の安定性を欠いておるものであります。しかも地区的に不漁は周期的に起り、また不時の災害は低気圧の襲来等に伴ひまして、毎年のようにこうむりがちであるのであります。一定の水面に長時日網を敷設し、魚群の沿岸に來遊するを待つて漁獲をする定置漁業にありましては、その漁の豊凶性と罹災の率の高いことは、避けがたい事実でありまして、ここに定





じての漁具、漁法の指定の問題につきましては、もう一つ新しい考え方を採用していただけるならば、取消してよろしい。それは何であるかと申し上げれば、ちよと地下資源における試験権のごときもの、いまだ漁場の価値はつきりきまつてはいないけれども、その漁場を新しく開発する時期において、これを鉱山におけるように、短期の試験的な試験免許、ないし許可を与えるということになれば、前の意見は取消してよろしいと思ひます。

第十條中に、主務官庁として都道府県の知事だけを規定しておりますが、これはいかがなものか。場合によつては農林大臣——主務大臣が直接免許するものもあり得るのではないかと、いうことをちよと気づきました。

次に第十四條は漁業権の主体となるべき適格性の規定であります。これにつきましても、いろいろの方面から御意見が出ておられると思ひますが、公共の用に供する水面を、他人を排斥して漁業を営む権利、それが漁業権であるとするならば、こゝに権利はなるたけ特定の個人に独占せしめるような形態を避けるのが、より社会的であり、そゝういふ方法を考へるべきではないか。その意味においても、先刻私はすべての漁業権が、理想としては共同漁業権でありたい、ということをお申し上げたのであります。少くともこれが土地制度をまねて考へる点があつたかもしれませんけれども、土地制度と漁業権制度というものは、根本的に、本質が違ふのであつて、何もそれを不用意にまねる必要はない、という立場をとつております。資源の保護とかこの法律の目的であつておられます総合的な生産の発

展というよりなことを、ないしは漁業権の管理というよりなものを通じて、漁業なり漁村の民主化をはかろうとする場合においては、できるだけこれは漁民組織をもつてまず漁業権の共有の主体となるべき適格性が第一要件と考へていただきたいと思ひます。

次に二十一條の漁業権の存続期間であります。これは先刻ちよと触れましたように、原案の五年ないし十年というものは、考へようによつては少し最高限度としては短か過ぎるような感じを持つておられます。何がゆゑにこゝにちよと短かくしなければならぬかといふことについては、徹底的な理由を私は見出しかねます。もし先刻のような新規漁場等における試験時代の短期漁業の試験許可の道を開くとするならば、この免許は五年、十年といふものを延ばして行つてしかるべきものではないかと思ひます。地方の漁業取締り規則なんかにも、従来特別採捕という用語がありまして、普通の免許、許可によらずして、臨時的に水産動植物を採捕する場合に、特別な許可條例がございます。あるいはそゝういふ方式をもつて、旧法における特別漁業権とは内容的には違ひますが、そゝういふものも考へる余地はありはしないかといふことを、感じておるわけでありませぬ。

次に第二十三條、漁業権の性質、これは物権とみなして土地に関する規定を適用する以上、先刻も発言もあられたやうでございますが、貸借借を認めるといふことは当然ではないかといふふうにお考へられます。但しすべての漁業権を貸借借を認めるといふことは、

弊害を伴います。従つて私の場合におきましては、協同組合の持つてゐる漁業権で、會員が共同で利用する以外の漁業権である場合においては、貸借借を認めてよろしい。こゝにちよと立場をとりたいと思ひます。

第二十七條は区画漁業権以外の移転を禁止してゐるようでありませぬ。しかしこれは当然に予想されるべき、実質的に現存する権利の移転といふことをこの規定は見のがしておられます。こゝに申し上げることが適当かどうかかわかりませんが、私は岩手県のようなところでは、旧漁業権制度の全面的否定といふことは、さほど必要を感じておりませぬ。しかし全国的な規模においてこれをながめた場合においては、いろいろ根本的に改正すべき点があるであらうと思ひます。この案には反対はいたしませんけれども、旧漁業法なり漁業権制度の中におきまして、多年にわたるこの漁民運動の成果といふものは、準次個人の漁業権を漁民組織の方に受け取らして——岩手県のごときは個人に属する漁業権といふものはほとんど多々たるものであります。これは決して漁業法施行当初からさうであつたのではなくして、いわゆる協同組合意識の自覚が盛り上がるに従つて、個人の漁業権者の方もその立場を理解し、大同につき、漁業権は期せずして協同組合に集まつて来たのであります。そゝういふ歴史的勢力の後に於いて、相当の成果があつておる漁業権の分布状態におきましては、あながち全面的にこれを改廃する必要はありません。極度に集中され、あるいは封建的な残滓が残つておるものについて、これを判定し、是正するならば、それでよろしい

かと思ひます。大分意見は残つておりますけれども、時間の制限がございますので、もう一つだけ申し上げて終りたいと思ひます。それは指定遠洋漁業の規定をかえていただきたい。これは遠洋漁業に限らないで、沿岸漁業の部門も入れていただきたい。私の感じますところは、遠洋よりは沿岸に多くあると思つております。最近における動力巻網が、おそらく近い将来に万能時代を現出しはしないか。電気集魚燈における沿岸漁業の混乱の状態をこらんなさい。すべからぬ従来から海のギャングと称せられる底びきの問題にいたしまして、この問題を逸して日本の漁業調整を論ずるというところは、半ば意義を失すると思ひます。その意味において、指定遠洋漁業といふものの中に、籠網をだめて沿岸漁業の部分を大きく取り入れていただきたい、ということをお強調いたします。

○石原委員長 質疑を願ひます。

○玉置信委員 ただいま伊藤公述人から申された中に、北海道における特例を廃した方がよいとお話は、第六條第三項の二の北海道におけるにん、いわし、さけ、ますを主たる漁獲物と指定したことが特例と解しての御指摘でありましたかどうか、その点をお答え願ひたいと思ひます。

○伊藤公述人 お答えいたします。私の解釈では、北海道の事情についてはよく御理解を願つておるものと思ひます。しかし北海道以外にも同様のものがあつり得るはずであるから、これは規定としては削除して、もう少しよその方

も、親切に同様に扱うように規定していただきたい、という趣旨を申し上げましたので、その内容を否定するものではないと思ひます。

○川村委員 伊藤さんの最後の結論に、指定遠洋漁業のみでなく、沿岸の主要な漁業、その例をとつてこれも織込め、こゝにちよと申す点が、つまり重要な漁業はほとんどこの法律に織り込むべきであるといふ前提のもとに、お話ししておられるのかどうかというのが一点、それから現在の改正法案と言ひましようか、これに対しては、全面的に否定するものではないけれども、あまりに行き過ぎがあるから、旧法の悪い点だけを直したらいのではないか、ということをお言われておるようですが、この点について伺ひたいと思ひます。

○伊藤公述人 第一点は誤解を生じているかもしませんが、私の趣旨は、非常に機動力を持つております沿岸漁業は、漁業調整機関の管轄区域外に、教区にまたがりましては、行われざるわけでありませぬ。おそらく地方の漁業調整機関をもつてしては、十分にその目的を達することのできないほど、活動範囲の広い漁業でございます。そゝういふようなものにつきましては、中央において整理せられるのが妥當であり、その意味において申し上げたのであります。

それから第二点の、漁業法を改正すべきであるか。新漁業法にすべきかといふお尋ねのやうでございます。漁業法は先刻も申し上げましたやうに新漁業法でやつていただきたいと思ひますけれども、その中に盛りましようとする内容につきましては、何もかも頭から

全面的に否定する必要はない、すべてが封建的であり、反民主的であると私は思っている。少くともわれわれは、その方向に向けるために多年にわたつて努力し、若干の成果を得ている。その歴史的蓄積までも否定されることは、私は反対する。しかも経費の点からいつても非常に問題があると思う。

○夏堀委員 伊藤公述人のたゞいまの御説明のうちに、いわゆる管理権と考へてよいでしょうか。そういたしますと、これは程度の問題でありますけれども、強度の管理権を組合に与えるというふうな解釈ができるかどうか、漁業調整委員会との間の関連性はどうか、これをどの程度にお考えになつて

いますか。

○伊藤公述人 管理権という問題を法的に申し上げるのではございませんが、たとへば中央においても、中央の漁業調整審議会ですか、その議を経て執行部で執行するようになつております。協同組合がもし全面的に管理をまかせられましては、その管理の責任者は組合でありますけれども、管理方法等につきましては、もちろん漁業調整審議機関の職を経てやるのでありますから、その点は一切はなしに、法的な秩序に従つて、漁業協同組合がこれを管理するという方式をとりたいと思つております。

○鈴木(善)委員 伊藤さんの御発言の中に、共同漁業権の内容を、定着性水産動物だけに限定することはいけな

いという御趣旨の発言があつたのであります。これは海区の地方の実態に即して、定着性以外のものも調整委員

会が必要と認めるときには、共同漁業権の内容に入れるべきであるという御趣旨かどうかをお伺いしたいのであります。

それから第二点は、許可漁業の調整の問題であります。政府原案の、調整委員会の議を経て主務大臣があるいは地方長官が指定することによつて、指定漁業に限定せず、広く沿岸の許可漁業を調整するといふ、ぐあい

の御主張なされておられるかどうか。この点を確認したいと思ひます。

○伊藤公述人 第一のお尋ねの定着性の問題につきましては、御意見の通りであります。もしあつた場合には、それも地方の実情に即して入れていただきたいということでありませぬ。

それから第二点のお尋ねの問題ですが、これは沿岸の、広い意味における漁業調整をあそびで規定しろということでは、根本的に違ふと思つております。そうではなしに、ちよつとたゞいまの定着性があつた場合に救済し得ると同じように、沿岸に現われております指定漁業以外においても、中央において措置することが妥当なものでどうか、ただいまそれを具体的に規定しておくか、ないしは抜いて得るような明文を定めておいていただきたいというわけでありませぬ。

○石原委員長 時間が来ましたから、次に移ります。石黒平三君。

○石黒公述人 神奈川県小田原市幸町、湘南漁業経営者組合石黒平三。私は法律のことにはよくわからないので、今までに従業して来ましたが、協同組合に

漁業権は順位から行きます。協同組合にということになつておられるら

すが、私の意見といたしましては、それはいろいろの關係上、協同組合に漁業権がおりた場合には、自営でできる協同組合もありませぬ。しかしわれわれ神奈川県の協同組合といたしましては、零細漁民でありまして、せつ

かく漁業権をいただきまして、たゞわれわれ漁業組合員だけでは、とても経営することは不可能ではないかと考へるのであります。それにつきま

して、今までのように、堅実なる資本家、それに伴う従業員二体が一体となりまして、円満に経営がして行けるような漁業権を、経営者に交付した方がよいのではないかと考へるのであります。それでこの協同組合であります。協同組合になぜ行けないかというの

は、零細漁民ばかりでなく、われわれ神奈川県には、この貸貸問題についていろいろの紛争があつたのであります。今度のこの協同組合は、本案によれば、漁業を三十日以上九十日までという日数の問題がありますが、われわれ業者としまして、九十日以上でもまだ物足らない感があるのであります。われわれの附近の漁業協同組合は、三十日以上で大体組合を創立したのであります。それはなぜかと申すと、私から言

わせますと、漁業の方面には無関心な農業者、いわゆる柑橘業者が大体であります。その柑橘で生活を営んでお

る者が協同組合を設置しておるのであります。それで協同組合に漁業権を優先的に与えるということになりま

す。とんでもない弊害がそこに生ずるのではないかと私は考へるのであります。それゆゑに、われわれ業者と、それに従事する従業員、これに重点を

置いていただきたいのであります。先ほどもおつしやられましたように、この存続期間は、五年間ではあまりに短期間ではないかと考へ

るを、私もやはり持つております。少くとも十年間の存続期間がほしいのであります。神奈川県に

おけるのであります。その間に構造の変更が五たびあつたわけござい

ます。それはやはり経営者がいろいろの面から研究するたびごとにかつた

のであります。神奈川県で第一回に敷設されたのは落し網で、その次が大謀門取網、今日

は落し網で、その次が大謀門取網、今日は大謀門取網というように改良が加えられておるのであります。そういう順序に参つておるのでありますから、存続期間はせひとも十年間としていただきたいと思つてお

ります。いま一言つけ加えておきたいと思つては、堅実な資本家と私が先ほどから叫んでおりますのは、皆様も御承知の通り、八月三十一日のキテイ台風で、神奈川県の定置漁業はほとんど全滅したわけでありませぬ。しかるに堅実なる資本家のために、最もひどい所でも二週間を出して張建ができたのであります。そういう次第で、われわれ零細漁民が今ここで漁業権をいただきま

しても困る。政府でその資金を貸していただければ、これはまた別問題でありますが、もつともそういう資金を政府で貸してくだされば、やはり損失という場合があら

ります。以上。

○石原委員長 質疑を願ひます。

○夏堀委員 たゞいまのお説の中に、組合の経営は不可能である、資本家にやらした方がよい、こういうような御意見がありました。前お二人の公述人からも、これは程度の問題ですが、結局貸借といふような方法も認めてもらひたいといふ御意見があつたのであります。これは組合が事業するの

のがいやなのか、一休金がでないのか、もし金があつたならば事業もさしつかえないのであるか。最後の御発言は、金を政府で貸しても事業自体危険であるから、い

やだといふような意味にも聞えたので、もしそうであれば、全然もう漁業を経営する意思がないといふような意味にも解されるので、この意味はどの程度ですか。

○石黒公述人 金、つまり資金がないから、漁業権を交付になりましても、完全な経営ができないというのが一つであります。政府で貸してくだされば

経営をするが、あなたが利益のあるものですかないのですか。要するに非常に危険の多い仕事でありまして、台風や潮流のために、構造をこわされたとか流されたといふ場合には、非常に困難を伴うのであります。全然経営に無関心とは言えないのであります。ただ危険性が多いがゆゑに、確実な資本家にやらしたらい

いではないか、こう思つてお

ります。

○夏堀委員 漁業は危険であるから優秀な資本家にまかした方がよいという結論のように承りましたが、これは議会の

の方でも取上げまして、追つて危険のために生ずる災害を補償すべき災害保険といふようなことも研究してみたいと思つてお

ります。以上。

○石原委員長 質疑を願ひます。

○夏堀委員 たゞいまのお説の中に、組合の経営は不可能である、資本家にやらした方がよい、こ

ういうような御意見がありました。前お二人の公述人からも、これは程度の問題ですが、結局貸借といふような方法も認めてもらひたいといふ御意見があつたのであります。これは組合が事業するの

のがいやなのか、一休金がでないのか、もし金があつたならば事業もさしつかえないのであるか。最後の御発言は、金を政府で貸しても事業自体危険であるから、い

やだといふような意味にも聞えたので、もしそうであれば、全然もう漁業を経営する意思がないといふような意味にも解されるので、この意味はどの程度ですか。

○石黒公述人 金、つまり資金がないから、漁業権を交付になりましても、完全な経営ができないというのが一つであります。政府で貸してくだされば

経営をするが、あなたが利益のあるものですかないのですか。要するに非常に危険の多い仕事でありまして、台風や潮流のために、構造をこわされたとか流されたといふ場合には、非常に困難を伴うのであります。全然経営に無関心とは言えないのであります。ただ危険性が多いがゆゑに、確実な資本家にやらしたらい

いではないか、こう思つてお

ります。

は、危険があるがよい場合もあるのだ、ただどうも危険があるようだから、漁業者としてこういう事業はやりたくないのだというようなお考えであれば、これは根本の考え方が違つて来ますので、これは機会としても大きな問題です。これは機会ということとは、別に今後これを検討することとして、今の危険な漁業に対して結びつけて考えられれば困ると思ひますけれども、資本家にまかせるお考えだということをおつしやつたのですが、やはりその通りでございますか。

○石黒公述人 さようでございます。

○砂間委員 だいまの石黒さんの御意見のうちに、神奈川県方面では、漁業協同組合が柑橘業者の組合になつておる。だから協同組合に漁業権をやることは、漁業を専業としておる漁民の手に入つて来ないからという御意見がありました。漁業協同組合がそういうような状態になつておるといふことは、漁民の民主化が徹底してないから、そういうおかしなことになると思つておるのではありません。将来漁業協同組合が非常に民主的に行つた場合においても、やはり協同組合に漁業権を渡すことには御反対でありますか。その点をお伺ひいたします。

○石黒公述人 専業漁業者につきましては、反対はありません。

○砂間委員 協同組合に漁業権が行くというところに全面的に反対であつて、あくまで資本家と言ひますか、資力があつた個人にやれといふのではなくて、協同組合にも民主化された場合にはやつてもいいけれども、現状のもとにおいては資本家にやらせた方がいいといふ御意見ですか。

○石黒公述人 ただいま砂間さんのおつしやつた通りです。

○川村委員 石黒さんの御意見は、夏堀さんも聞かれたようでありますけれども、あなたの申される資本家というのは、必ずしも大会社とか、大資本家といふのでなくて、労資協同の、いわゆる資本も適当に持つてゐる、漁具、漁船その他技術も相當に持つてゐる経営者を指して資本家と言つてゐるのですか。それともただ金だけを持つておる資本家という意味ですか。この解釈をお願いいたします。

○石黒公述人 川村さんのおつしやつた、金だけを持つてゐる資本家ではないのであります。やはり経験もあれば、また労資協同のできる資本家でないければいけないと思ひます。

○石原委員 時間が経過しましたから、次に移ります。里中政吉君。○里中公述人 私は漁業権は全部漁業協同組合に与えてもらいたいと思つておるものであります。この前提のもとに、いささか申し述べさせていただきます。

今回の漁業法を改正せんとするとこのものは、農地改革とともに、日本の民主化と漁業生産力の増強が目的であると思ひます。しかしてこの法案の目的として、第一條には、はつきりそのことが示されておるのであります。まことに当然のことと思つておるものであります。そこでこの法案がこの目的を十分達成でき得る仕組になつておるかどうかが、各條項をいさいに検討して見まするに、遺憾ながら私どもの考えからいたしますならば、目的達成はおろか、むしろ障害ともなるべき規定が多量含まれておると思つておるものであります。

この法案の根本的なものは、漁業権の再分配をいかにするかという点でありまして、漁業を免許する相手方を定めることが、最も重大な点であると思ひます。従ひまして、私が意見を申し述べますには短い時間でありまして、この根本的な重大な問題について、特に公述をいたしたいと思ひます。

私は漁業の民主化といひ、水面の総合利用による生産力の増強といひ、この目的達成のためには、漁業権の全部、沿岸の水面の利用及び管理は、すべてその最寄りの漁民の漁民全部を対象として、公平にこれらに与えられなければならないと考へるのであります。ここに多くの理由を申し述べざる必要はないと思つておるものであります。その意味から、漁民において漁業者のすべてを網羅して組織されておる民主的な漁業協同組合に権利を共有せしめること、これもまた当然であると思ひます。

この法案には漁業権を三種の名称に分類して、おの／＼その適格性並びに優先順位を規定してありますが、そのうち真珠養殖業を内容とする区画漁業権の免許の優先順位が、他の区画漁業権と分離して、第十九條の二項において、第一優先順位を、真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験あるものとして規定せられておる。これは前に申しました第一條の目的から協同組合に権利を与へるべきだ。これが民主的だといふ主張と相反した特定の個人、独占、漁業権の独裁化を意味するものであり、実績優先主義という非民主的な方向を示すものであると思つておるものであります。およそ漁業権を、漁民に住む

大多数の漁民から取上げられるということは、民主化の線に沿わない点からばかりでなく、漁民の生活安定を根柢からくつがえし、漁民の生命を奪う重大な社会問題であります。漁村に住む漁民は、その漁民を取巻く水面を農村の田畑と同様、それを生活の根柢として、先祖代々から漁業を営んでおるのであります。これを多数の漁民から特定の個人に取上げられることは、農村に住む農民多数から、田畑を特定の個人に取上げるのと同様であり、農地改革の方針と反対方向に進んでおり、まことにみじめなものであることは、ここに多くを申し上げるまでもないことと思つておるものであります。

この法第十九條の二項の「真珠養殖業を内容とする区画漁業に経験がある者」とあります。その経験者は、現在私の三重県では百名有余ありますが、これは三重県の真珠養殖に適した水面を持つ、漁村二十箇村余りの漁民の数万五千人に対する百五十分の一に該当するのであります。すなわち百五十人を排除して一人を選ぶことであり、極論すれば、一人を生かして百五十人を殺すことを意味するものであります。なおまた百名あまりの経験者の中には、その内容の大小がありまして、大は水面数十万坪を利用するものから、小は数百坪、数十坪を利用する程度にわかれておるのであります。しこうして数十万坪を利用する大経営者は十数人にすぎないのであります。しかもその大経営者は県外の者、県内でも漁村に住まない者が多いのであります。免許が実績を要素とする以上、現在水面利用の程度に応じて、その者に免許され

と思われねばなりません。さらに五箇

年の期限内、なお拡張を見込む分もそれに相当して与えなければならぬ。こ

に、漁民の水面は漁民に住まひ、ほとんと独占所有せられ、働く多くの漁民に権利を与へるといふことは反対の結果を生むことになるのであります。真珠養殖の漁業は、水面に固定の工作物を設置して漁業を営む関係上、その水面はその期間中、他の漁業はできなくなり得ます。共同漁業を得た多くの漁民は、真珠の漁業からしめ出されるばかりでなく、自分の共同漁業権の行使をも奪われるかつかうになるのであります。水面を利用する範囲から真珠を生産する生産高と、その同じ水面を利用して生産する真珠以外の水産魚類のその生産高は、相匹敵するといふ実績を持つておるのであります。すなわちこれが漁民の手からさら

に犠牲に供されるわけでありまして、真珠養殖業の権利を漁業組合に与へた場合、日本の外貨獲得の重要な地位を、水産庁のこの法案作成に重要な地位を、しめる人から聞いたのですが、明治四十三年以来今日まで、継続して漁民の組織に与へておいて今日のごとき真珠生産の進歩を見ておる事実は、いままら協同組合に権利を与へて生産ができな

建、かき養殖と同様に、この十八條に協同組合を優先して規定していただくように希望いたします。

さらに私は特殊性の漁業権には、高知の堀部さんと同様、貸貸権を認めてもらいたいと思っております。貸貸権はこの法案には地主的存在として締め出されておりますが、私は地主的存在として見ることが、誤りがあるのではないかと思っています。これについての御意見は、時間の都合上省察いたしますが、御質問がありますれば私の考えを申し述べたいと思っております。

なほこのほかこの法案の欠陥は、あまりにも表現の仕方が複雑で難解である点であります。およそ民主主義国の法律というものは、一般国民が容易にその法律の何を示してあるかを理解できるものでなければなりません。寄りしむべし、知らしむべからずということでありませぬ。知らしめて、しかる後に寄らすべきであります。従いまして、いささしく、簡単にして明瞭なる表現の仕方にすべきであると思っております。私の考えるところ、政府の役人は私どもより文章のつづり方が数等まさつておる方ばかりであると思つたに、かような複雑な、難解なつづり方をすることについては、当然の行き方は漁業協同組合一本に免許すべきだと知りながら特に特定の個人に独占することをよくろんで、ことさらに表現を複雑にして、多数御く漁民に権利を与えることと見せかけて、その実、ある特定の個人に権利を独占することを意識してやつたと思ふ想像すればできないことではないと思つております。私はかくのごとき矛盾のある條項を含む法案には賛成することができませんから、少くともこの條項を私

どもの希望する通りに修正して、真珠養殖業と内容とする区画漁業権も、共同漁業と同様漁業協同組合に免許するようにしていただくことを、強く三重県漁民の九十九パーセントの名において要望いたします。もしこの法案が私の希望を入れてくたさる何らの処置のないときは、この法案は絶対議会を通過させないようをお願いいたします。

この私どもの希望を入れて通過させていただくように、議員先生方にお願いをいたします。私の公述を終ります。

○鈴木(善)委員 田中さんの御意見の根本は、一切の漁業権を協同組合に与えろという御意見であります。その御意見は定置漁業権に於いてはなかつたのであります。定置漁業権の場合に、政府原案によりますところの自営する場合に限り第一優先、この方法によつて協同組合に定置漁業権を確保できるであろうかどうかという点を御質問いたします。

○里中公述人 お答えいたします。定置漁業権もやはり協同組合に与えてもらいたいという主張であります。それがために貸貸権の一部を認めようということを私は申し上げたのであります。この定置漁業権もやはり共同漁業権の水面の区域にも一定の移動せざる工作物を設置してやる以上、単に定置漁業権は、そのものが独立して経営できることは考えられません。あらゆる共同漁業その他の漁業に、相当の犠牲をして初めて成立するものと思つて、まずから、単に定置漁業権を個人に与えたかからというので定置漁業権の権利だけが行くのでなしに、著しく共同漁業権の権利を侵害することになります。こういう弊害を伴いますから、これもやはり

り協同組合に渡して、協同組合が自主的に漁業者の総意に基いて、適当に自営できない場合には貸貸なり、危険の伴う場合においてはさういふ方法をとり、でき得れば自営をする。また組合内の特定の個人に漁業権を行使さすというように行けばいいので、協同組合に与えてもらいたいというところを私は要望するものであります。

○奥村委員 ただいまの鈴木委員の御質問に対するお答えについて、少し食い違ひがあるのではないか。鈴木委員の御質問は、政府提出の原案の、定置漁業に対する優先順位として、漁業協同組合の自営を第一優先順位に置いてあるから、これで協同組合の自営で協同組合に漁業権がどのくらい与えられるかということをお尋ねしたものと申すのであります。私もその点をお尋ねしたい。この政府提出の案によつて、協同組合の自営を第一優先順位に置いて、はたして協同組合の自営がどれだけ望めるか。公述人の方は三重県の連合会長をしておられる。三重県において九鬼その他漁業協同組合の自営を実現しておられるところが相当多い。さういう三重県において、この政府提出の法律案でもつて、はたして協同組合の自営が今後どこまで進むか。協同組合にそれだけの資金、その他の力があるかどうかということ、実際に果内事情に照してお尋ねしてみたいと思つてあります。

○里中公述人 私の県では大体現在張つております統数の九〇％は協同組合の自営でやつております。

○奥村委員 そういたしますと、少くとも三重県においては、政府の原案に

おける定置の優先順位でもつて、大体満足できるはずと考えられますが、それをあなたのおつしやるのには、協同組合に権利を与えよというのには、協同組合が持つて、その貸貸借する権利を与えよ、さういふお言葉であります。その点少し食い違ひがあるのじやないか。定置が自営してあるならば、貸貸借を与えなくともこの政府の原案でもつて、すでに協同組合の自営であるから権利を持つておるはずだ、その点いかがですか。

○里中公述人 さいせん申し上げましたように、九〇％はやつておりますが、あとの一〇％、さらに今後新規に適当な漁場があるとしてやる場合に、やはりさういふものも対象に考えなければならぬと思つてあります。これらもやはり協同組合に権利をもちつておくことが、共同漁業権の行使との関係において、そこに非常に円滑に漁業ができると思つてあります。ことにこの民主化の線から行きますと、原則としてはすべて協同組合に免許を与えることが、私は正しいと考へておるべきであります。しかしなほ自営の能力のないものに与えられた場合に問題になるものであります。その際には貸貸権を認め、適当な者にこれをやらしめる、さういふ考へであります。

○川村委員 先ほどあなたの奥村君の回答において、九〇％を経営しておると言われたが、さういたしますと大体において定置漁業に関する限り原案に賛成でありますか。

○里中公述人 原案に賛成ではありません。

○川村委員 そういたしますと、原案にも

賛成でない、原案を貸貸を認めるようにもしろ、つまり自営する者にも与える、権利を貸すのにも認める。協同組合に与えるようにしろ、さういふふうには私には聞けませんが、さうであるか。あるいは原案に不賛成であるといふならば、これは自営にしないで、協同組合に全部権利を与えろ、さういふことを何も條件に入れず、さういふか、その点をお伺いしたい。

○里中公述人 川村先生のおつしやる通りでございます。自営せぬ者にも与えてもらつて、その者には貸貸権を認める。現在のこの法案においては、優先順位で自営するところが与えられることになつておりますので、自営しなくても全部与えてもらいたい。そして自営能力のないものには貸貸権を認めてもらいたい、さういふことであります。

○川村委員 それではあなたのおつしやられることは、貸貸料をとるといふことは、今日あらゆる方面で非常な非難的になつておりますが、そのような貸貸する場合に、協同組合が貸貸料をとる御意思かどうか、この点をお伺いいたします。

○里中公述人 その貸貸料と申しますのは、貸貸料という言葉の表現はどうかと思つて、漁業権を営むに於いての料金と申すので、漁業権を行使するということに私どもは考へております。その漁業権を営むに於いての料金をもらうのでなしに、それをやるために共同漁業権を著しく脅かされる、共同漁業権から生ずる漁獲物を著しく犠牲に供さなければならぬ者に対しての、多少の補償をするという意味の貸貸料はもらばなければならぬと思つてあります。

○富永委員 この真珠の養殖の問題は、本委員会も非常に重視しておるのでありまして、公述人からも非常に強い意見の開陳があつたのですが、われわれも委員会として、現地でも意見を聴取しましたし、またこれからも真珠漁業者の意見も徴されると思つておきたいと思つておる。この十九條の優先順位による免許の場合に持つて行つたが、現在の協同組合員中には真珠漁業者は入つていないのか、おるのか。それからもう一点は、協同組合員が優先順位に第一位になつて真珠養殖業をするようになった場合に、種貝から真珠養殖に至るまでの全部をやり得るのか、また現在やつておられる通り、種貝は組合員がやるが、養殖は真珠業者に売渡すという方法に行くという結果になるのか、その点を伺つておきたい。

○里中公述人 さいぜん申しました百名あまりの真珠業者の中には、組合員も多数含んでおります。それ／＼の漁村の組合員が多数やつております。それから協同組合が権利をもちつて、海底に発生するところの貝を採集することか、養殖も含めてのことかとお尋ねのうに思いますが、これは貝を採集する権利も養殖の権利も、ひつくるめて組合員にいただきたい、かように思ひます。

○石原委員長 質疑はありませんか。一質疑がないようでありますから次に移ります。この際ちよつと申し上げておきます。里中君の御発言のうち、最後に水産庁の人々に対する御意見の中に多少懸念を欠くような点があつたかのように思つておりますが、これは

速記を調べた上で委員長において適当に処理したいと思ひますから、御了承をお願いいたします。石田耕作君。

○石田公述人 栃木県水産団体連合会長石田耕作であります。ただいままで公述されましたことは海に開いたことでありまして、私は海なし県でありますので、おおむね内水面のことについて申し述べたいと存じます。

政府提案の漁業法案に対し、内水面漁民の根本的な意見を申し上げます。法案に対し総合的立場から見た漁業権制度の問題であります。この法案は第五国会を通過した漁業協同組合に即したるもの法律をつくらんとするところのものであつて、従来の封建的觀念から漁民を解放し、漁業の民主化を促進するとともに、水面の高度利用によつてわが国の経済再建をはからんとするものであるから、法の運営は別として、この法案の趣旨には全面的に賛成すべきであると思ひます。しかるにこの法案中において、内水面関係の條項はわずかに數條にすぎないのであります。すなわち内水面の特殊性を生かして、いなと思ひます。全国の河川湖沼地における養殖等による魚族の繁殖は、戦後異常の発達を示し、海なし地方における蛋白質の給源として社会の需要に應ずるの態勢を整え、政治、経済を通じて政府と直結せんとしておるにもかかわらず、この法案はあまりにもこれを等閑視しておると思ひます。現行漁業法及び改正せんとする漁業法案においても、海水面と同一に規制されておる内水面の特殊性を考慮されていぬため、多くの矛盾を生じていると思つております。内水面の特殊性については、河川、湖沼等一定の水

面において漁獲をなすのであつて、漁法、規模において、海とそれとは全然異なつており、従つて漁獲者の密度が非常に大であり、魚族の棲息するところ漁獲者のいないところはないのでありまして、だれでも簡単に漁獲が得るのであります。ゆえに中間における搾取機関はないのであります。繁殖保護が主であり、採捕が従でなければ、内水面漁業は成立せず、ゆえに繁殖保護の施設をしなかつたならば、一年を出ずして魚族は絶滅することは明らかであります。また漁業者を分類するならば、栃木県における現在の組合員の構成から申せば、年間副業二〇%、季節副業は三五%、遊漁者四〇%という相当大幅の役割をなしており、専業者はわずかに五%という数字を示しているものであります。従つて漁業取締りの面がさぶる困難であります。山間僻地にあつては、ことに監視の目を盗んでは違反漁業、密漁、濫獲が行われておる現状であります。ゆえに海水面と異なる内水面漁業法は、海水面と切離し、内水面単行漁業法をあらためて制定すべきであると信ずるものであります。

それではこの内水面漁業法を制定するにあつては、漁民代表者を法案起草に参画せしめられたいと思ひます。そのためには改正漁業法案の中より内水面関係法は削除すべきであり、漁業権制度の根本的改革等に関する問題としては、海水面においては共同漁業権を認めおきながら、内水面に対しては何ゆえに漁業権を免許しないかといふことは不可解にたえないのでありまして、漁民の民主的自主性を抑圧し、民権を尊重せざる法案なりと言わざるを得ないのでありまして、権利の伴わざる漁業協同組合は、現実の問題として成立しないのでありまして、現在この漁業権の成否のいかんを見送つて、協同組合の設立は進捗してない、この事実を見ても証明できるわけでありまして、内水面において漁業協同組合法を生かさんとするならば、第一に共同漁業権を免許するの漁業法たらしむべきだと思つております。

漁業法案改革については、かねて提出いたしました陳情書に添付してある漁業法案改革趣意書を参照せられたいのであります。この趣意書について申し上げますが、時間が長くなりましてこれは省略いたします。この結論としては、かくのごとく漁業権を中心とした法案があらためて制定せらるることによつて、内水面関係は政府提案の根本趣旨に即する法令となるのであらうと思つております。現在審議中の改正漁業法案に修正を加え、さうして現実に解決せんとするならば、内水面単行漁業法を立法化するその間これを一応認めることとして、あえて修正を加えるならばそれはきわめて簡単であると思つております。改正漁業法案の修正については、漁業調整審議会のうち、別項に内水面をいれること、その構成は漁民の委員を七、半職経験者を三の割合で、漁業団体の推薦により主務大臣がこれを任命するといふことに願ひたい。

内水面漁業第一項を削除する。二を一に改めて「内水面においては、共同漁業権及び区画漁業権を漁業協同組合に免許することができる」と訂正すること。漁業監督公務員は内水面には適用

したくないと思つておりますが、それは経費の過重が免れないと思つてからであります。但し内水面においては、漁業団体の申請または漁場管理委員会が必要と認めるときは、この規定を準用することができる」とすればよいと思ひます。内水面における漁場管理委員会は、その機構、構成、権限等も必ずやむを得ないと思ひますが、その施行にあつては、繁殖、保護に障害を及ぼすことがつき経費を伴う漁場管理委員会には反対せざるを得ないのであります。よつてこれは當然国費をもつて負担すべきであると思つております。免許料、許可料に關しましては、内水面の場合は補償金は返上したい。但し個人の場合は考慮せなければならぬと思つております。これは漁民に對しこれ以上の負担をかけたくないのでありまして、そして各都道府県が徴集しておる本年度の専用漁業権料、許可料の範囲を越えないことを條件としてもらいたいと思つております。

以上申述べましたことは、私個人の意見ばかりではなく、全国における内水面漁民の総意でありまして、全国内水面漁業団体中央創立總會においての決議によるものであることを申し添えておきます。

○石原委員長 質疑を願ひます。

○富永委員 ただいま公述人の石田さんの御意見を伺いましたが、まず最初、内水面に關して漁業法案は非常に無関心であつて遺憾である。従つてこの漁業法から除くべきだといふ御意見でしたが、結局この漁業法で内水面、海水面という區別をせずに海水面と一緒に同等の待遇をもつて処置してもらいたい、こゝういふ御意見なのか、ある

いは一応除いておいて、同時に内水面漁業法というものを、この漁業法と一緒に別の單行法で出してくれというのか、また別に出すこととしておいて、あとでもいいというような御意見なのか、以上の点について伺いたい。

○石田公述人 ただいまも申し上げましたように、海水面と内水面は別箇な問題でありまして、全然趣きを異にしておるのであります。それで内水面は別途に考慮を願いたい、かように考えております。

○富永委員 一緒に立法しろというのですか。

○石田公述人 つまり、内水面は海水面と切り離して別途に法律をもつていただきたい、こういうことです。

○石原委員長 他に御質疑はございませんか——ないようでありますから、本日の公聴会はこれで終了いたしました。

午後零時四十七分散会

昭和二十四年十二月三日印刷

昭和二十四年十二月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所